総合取引所への移行に伴う自主規制規則等の一部改正等について

令和２年２月 18 日
日本証券業協会

Ⅰ．趣旨

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、平成 26 年３月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、令和２年７月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

これを踏まえ、本協会では、令和２年２月 10 日に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に関し、「有価証券の売買その他の取引等」の定義に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加えるとともに、「特定業務会員」の対象となる業務に「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務」を追加すること等を内容とする定款の一部改正を行った。

ついては、当該定款改正に伴い、協会員の行う商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の業務の適切性の確保及び「総合取引所」への円滑な移行に資するため、本協会の自主規制規則等について所要の整備を図ることとする。

Ⅱ．骨子

１．「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

(1) 協会員が、新たな有価証券等の販売を行うにあたり、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは販売してはならないものに商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
（第３条第３項）

(2) 協会員が取引開始基準を定めるとともに、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない取引等に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。（第６条第１項第６号）

(3) 協会員が、顧客に注意喚起文書を交付しなければならない契約に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。（第６条の２第１項第３号）

(4) 協会員が、確認書を徴求しなければならない顧客に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約を初めて締結しようとする顧客を追加する。（第８条第１項）

(5) 協会員の各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに過度になることのないよう常時留意する対象として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約の締結を追加する。（第 11 条第１項）

(6) 協会員が、顧客の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益について総合的な管理を行う対象として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を追加する。
（第 11 条第２項）

(7) その他所要の整備を図る。

２．「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

(1) 本規則の適用対象に定款第５条第２号ハに掲げる業務のみを行う特定業務会員（以下「商先会員」という。）を追加する。（第１条）

(2) 第２条、第３条及び第５条の規定を、会員が金融商品取引法第２条第８項第 16 号に規定する寄託された商品に関して発行された証券又は証書の預託を受ける場合に準用する。（第６条の２）

(3) 会員が、顧客に対して照合通知書により債権債務の残高について報告しなければならない対象取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。（第９条第１項第２号ハ）

(4) 会員が、照合通知書に記載する事項に商品関連市場デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高を追加する。（第９条第２項第６号）

(5) 第 12 条第３項の規定を準用する取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。（第 13 条第３項）

(6) 特別会員が、顧客に対して照合通知書により債権債務の残高について報告しなければならない対象取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。（第 17 条第１項第１号ホ）

(7) 特別会員が、照合通知書に記載する事項に商品関連市場デリバティブ取引に係る委託証拠金及び同代用有価証券の直近残高並びに未決済勘定の直近の残高を追加する。（第 17 条第２項第３号、第７号）

(8) 本規則の第２条、第３条、第５条、第６条の２及び第 10 条から第 14 条までの規定（第 11 条第２項なお書並びに第 14 条第１項第１号及び同条第２項第２号を除く。）について特定業務会員に準用することとする。（第 19 条）

(9) 特定業務会員が、顧客に対して照合通知書により報告しなければならない取引に、商品関連市場デリバティブ取引を行っている顧客及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る有価証券の残高がある顧客を追加する。（第 20 条第１項第２号、第３号）

(10) 特定業務会員が、照合通知書に記載する事項に商品関連市場デリバティブ取引に係る委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高並びに未決済勘定の直近の残高を追加する。（第 20 条第２項第３号、第４号）

(11) 特定業務会員が、顧客と商品関連市場デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書を取り交わしている場合には、照合通知書への記載を省略できることとする。（第 20 条第４項第２号）

３．「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

(1) 規則名を「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」に改正する。

(2) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。（第１条）

(3) 自己資本規制比率が 120％を下回った場合、会員に対し区分管理に関する状況等の報告を求めることとする。（第３条第１項第１号）

(4) 自己資本規制比率が 100％を下回った場合、商品顧客区分管理必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告することとする。（第３条第１項第２号）

(5) 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合、区分管理に関し、監査規則第４条第２号に規定する特別監査を実施することとする。（第３条第１項第３号）

(6) 特別監査において、顧客資産の区分管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、会員に対し当該措置を講ずるよう指示することができることとする。（第３条第２項）

(7) 本協会が、上記(3)～(5)の措置を講じたとき又は(6)の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び投資者保護基金（第１項の措置又は第２項の指示を行った会員が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）附則第４条第１項に規定する特定委託者保護基金の特定会員である場合は、同項に定める特定委託者保護基金を含む。）に報告することとする。（第３条第５項）

(8) 商先会員に対し、第３条で規定する分別管理の実効性の確保に関する措置を一部準用する。（第４条第２項）

(9) その他所要の整備を図る。

４.「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」の一部改正について

(1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。（第１条）

(2) その他所要の整備を図る。

５.「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

(1) 本規則の適用を準用する特定業務会員に商先会員を追加する。（第 14 条）

６.「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

(1) 商品関連市場デリバティブ取引の定義規定を新設する。（第２条第５号の２）

(2) 従業員の定義に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等及びその付随業務に従事する者を追加する。（第２条第６号ロ）

(3) 従業員の禁止行為の対象取引に商品関連市場デリバティブ取引等（商品関連デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）を追加する。（第７条）

(4) その他所要の整備を図る。

７.「協会員の外務員の資格、登録に関する規則」の一部改正について

(1) 一種外務員及び特別会員一種外務員が行うことができる外務員の職務に、商品関連市場デリバティブ取引等を追加する。（第２条第２号及び第５号）

(2) 一種外務員及び特別会員一種外務員が商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うための要件を追加する。（第４条の３）

(3) その他所要の整備を図る。

８.「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

(1) 商先会員は、特別会員一種外務員資格試験を受験できることとする。（第４条第３号）

(2) その他所要の整備を図る。

９.「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

(1) 商品関連市場デリバティブ取引の定義規定を新設する。（第２条第 16 号）

(2) 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員の禁止行為の対象取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。（第 24 条）

(3) 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員の不適切行為の対象取引に商品関連市場デリバティブ取引を追加する。（第 25 条第２号）

(4) その他所要の整備を図る。

10.「協会員の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

(1) 特定業務会員の内部管理統括責任者の資格要件として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の内部管理を担当する役員であることを追加する。（第３条第２項）

(2) 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者及び内部管理責任者を任命する場合の要件を追加する。（第 11 条の３、第 14 条の３）

(3) その他所要の整備を図る。

11.「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

(1) 内部管理責任者の配置の特例（非管理職者を配置する場合等）として、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者の場合は「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第 14 条の３に規定する任命要件を満たしている者であることを追加する。（第６条第１項第１号、第２号）

12.「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について

(1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。（第２条）

13.「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について

(1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。（第２条）

14.「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について

(1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。（第１条）

15.「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

(1) 本規則の適用対象に商先会員を追加する。（第１条）

16.「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」の制定について

(1) 目的

・ この規則は、商品関連市場デリバティブ取引等に対する本協会の自主規制規則の適用について定める。（第１条）

(2) 定義

・ この規則において使用する用語の定義は、この規則で特に定めるほか、定款及び定款施行規則の定めるところによることとする。（第２条）

(3) 自主規制規則の適用

・ 自主規制規則の規定は、以下の(4)適用除外又は(5)読替適用に定めのないものについては、商先会員に適用することとする。（第３条）

(4) 適用除外

・ 次に掲げる自主規制規則の規定は、この規則の施行日から①～③及び⑦については本協会が別に定める日まで、⑤及び⑥については令和３年３月 31 日まで、④については金融商品取引業等に関する内閣府令第 98 条第１項第３号イに定める取引残高報告書を顧客に初めて交付する日まで、商先会員のうちこの規則の施行日において商品先物取引法第 190 条第１項の許可を受けている者（以下「特例商先会員」という。）には、適用しないこととする。（第４条）

① 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 15 条及び第 15 条の２

② 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第３条から第７条まで

③ 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第 19 条の規定のうち第２条、第３条、第５条及び第６条の２の準用

④ 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第 19 条の規定のうち第 10 条から第 14 条までの読替及び第 20 条

⑤ 「緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」第２条及び第３条

⑥ 「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第４条

⑦ 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第 19 条

(5) 読替適用

・ 別表１に掲げる自主規制規則の規定は、協会員が商品関連市場デリバティブ取引等

を行う場合において、この規則の施行日から本協会が別に定める日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用することとする。　（第５条第１項）

・ 別表２に掲げる自主規制規則の規定は、特例商先会員に対して、この規則の施行日から本協会が別に定める日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。（第５条第２項）

（別表１）

(1)「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の読替規定について

・ 協会員は、第５条第２項から第５項の規定にかかわらず、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第５条第１項により読み替えられた「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第14条の３各号に掲げる者を広告審査担当者に任命することができることとする。（第５条）

(2)「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の読替規定について

① 外務員のうち、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者を「特例商先外務員」と、また、協会員の計算による商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者を「特例商先外務員（ディーリング限定）」と定義する。　（第２条第８号、第９号）

② 外務員登録を受けるための要件として特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）を追加し、これらの資格を取得するための要件を規定する。（第４条第７号、第８号）

③ 商品関連市場デリバティブ取引等の職務を行うことができる外務員の範囲に特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）を追加する。（第４条の３第３号）

④ 資格外の外務員の職務を禁止する対象に特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）を追加する。　（第５条）

(3)「『協会員の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」の読替規定について

① 登録原簿の記載事項である外務員の種類に特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）を追加する。　（第３条第２号ハ）

② 資格更新研修の特例の適用を受けることができる者に特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）の認定を受けた者を追加する。　（第９条第１号）

(4)「金融商品仲介業者に関する規則」の読替規定について

① 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者における資格外の外務員の職務を禁

止する対象に特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）を追加する。（第 16 条）

② 個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員について、資格更新研修の特例の適用を受けることができる者に特例商先外務員及び特例商先外務員（ディーリング限定）の認定を受けた者を追加する。（第 19 条第２項第１号）

(5)「協会員の内部管理責任者等に関する規則」の読替規定について

① 特定業務会員の内部管理統括補助責任者について、令和２年 12 月 31 日までに、日本商品先物取引協会が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、認定研修を修了した者にその職務を行わせることができることとする。（第６条第４項）

② 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の内部管理部門の管理職者について、日本商品先物取引協会が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、認定研修を修了した者に職務を行わせることができることとする。（第７条第１項）

③ 商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者及び内部管理責任者について、日本商品先物取引協会が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、認定研修を修了した者等に職務を行わせることができることとする。（第 11 条の３第３号、第 14 条の３第３号）

（別表２）

(1)「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の読替規定について

・ 協会員は、商品関連市場デリバティブ取引を行う顧客について、①イ. 氏名又は名称、ロ. 住所又は所在地及び連絡先、ハ. 生年月日、ニ．職業、ホ. 投資目的、ヘ．資産の状況、ト．投資経験の有無、チ．取引の種類、リ. 顧客となった動機、ヌ. その他各協会員において必要と認める事項、又は、②イ. 氏名又は名称、ロ. 住所又は所在地及び連絡先、ハ. 生年月日、ニ. 職業、ホ．収入、ヘ．資産の状況、ト. 投資可能金額、チ. 商品関連市場デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、リ. 商品関連市場デリバティブ取引に係る契約を締結する目的、ヌ．その他各協会員において必要と認める事項のいずれかを記載した顧客カードを作成し、備え付けることとする。（第５条第１項）

Ⅲ．施行の時期

この改正及び「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」は、総合取引所への移行に伴う「定款」の一部改正の施行日（令和２年３月１日）から施行する。

○　本件に関するお問い合わせ先

＜Ⅱ．１．～６．、９．、12.、14.、15.、16.及び 16.別表１「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」の読替規定、別表２「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の読替規定＞

自主規制企画部　（TEL 03-6665-6769）

＜Ⅱ．７．、８.及び16.別表１「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」、「『協会員の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」、「金融商品仲介業者に関する規則」の読替規定＞

資格管理部　（TEL 03-6665-6779）

＜Ⅱ．10.、11.及び16.別表１「協会員の内部管理責任者等に関する規則」の読替規定＞

規律審査部　（TEL 03-6665-6778）

＜Ⅱ．13.＞

規律審査部　個人情報相談室（TEL 03-6665-6784）

以　　上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（通則） **第３条**　（ 現行どおり ） **２**　（ 現行どおり ） **３**　協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（定款第３条第 10 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の販売（新規の有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等を含む。以下同じ。）を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。 **４**　（ 現行どおり ）	**（通則）** **第３条**　（ 省　略 ） **２**　（ 省　略 ） **３**　協会員は、当該協会員にとって新たな有価証券等（有価証券、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の販売（新規の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等を含む。以下同じ。）を行うに当たっては、当該有価証券等の特性やリスクを十分に把握し、当該有価証券等に適合する顧客が想定できないものは、販売してはならない。 **４**　（ 省　略 ）
（取引開始基準） **第６条**　協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。 １～５　（ 現行どおり ） ６　商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等 ７～10　（ 現行どおり ） **２**　（ 現行どおり ）	**（取引開始基準）** **第６条**　（ 同　左 ） １～５　（ 省　略 ） （ 新　設 ） ６～９　（ 省　略 ） **２**　（ 省　略 ）
（注意喚起文書の交付等） **第６条の２**　協会員は、顧客と次に掲げる有価証券等の販売に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、注意喚起文書を交付しなければならない。ただし、次に掲げる有価証券等の販売に係る契約の締結前１年以内に当該顧客に対し当該有価証券等と同種の内容の有価証券等の販売に係る注意喚起	**（注意喚起文書の交付等）** **第６条の２**　（ 同　左 ）

新	旧
文書を交付している場合及び当該顧客が金商法第15条第２項第２号の規定により目論見書の交付を受けないことについて同意している場合はこの限りでない。	
１・２　（現行どおり）	１・２　（省　略）
３　商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等	（新　設）
４・５　（現行どおり）	３・４　（省　略）
２・３　（現行どおり）	**２・３**　（省　略）
４　注意喚起文書を交付した日（この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。）から１年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等（第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げるもの（第１号に掲げるものにあっては、定款第３条第５号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。）に限る。）の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第１項ただし書きの規定を適用する。	**４**　注意喚起文書を交付した日（この項の規定により注意喚起文書を交付したものとみなされた日を含む。）から１年以内に当該注意喚起文書に係る有価証券等と同種の内容の有価証券等（第１項第１号、第３号及び第４号に掲げるもの（第１号に掲げるものにあっては、定款第３条第５号に規定する店頭デリバティブ取引等であるものを除く。）に限る。）の販売に係る契約の締結を行った場合には、当該締結の日において注意喚起文書を交付したものとみなして、第１項ただし書きの規定を適用する。
（顧客からの確認書の徴求）	**（顧客からの確認書の徴求）**
第８条　協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第１項第１号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。	**第８条**　協会員は、顧客と新株予約権証券、新投資口予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引（顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第１項第１号イからニまでに掲げる書面（以下「契約締結前交付書面等」という。）に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。
２～４　（現行どおり）	**２～４**　（省　略）
（信用取引、新株予約権証券取引、新投資口予約権証券及びデリバティブ取引等の節度ある利用）	**（信用取引、新株予約権証券取引、新投資口予約権証券及びデリバティブ取引等の節度ある利用）**

新	旧
第11条　協会員は、信用取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。 **２**　協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等、特定店頭デリバティブ取引等及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。 **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	**第11条**　協会員は、信用取引、新株予約権証券、新投資口予約権証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の契約の締結については、各社の規模、業務の実情に応じて、節度ある運営を行うとともに、過度になることのないよう常時留意するものとする。 **２**　協会員は、顧客の有価証券関連デリバティブ取引等及び特定店頭デリバティブ取引等の建玉、損益、委託証拠金、預り資産等の状況について適切な把握に努めるとともに、当該取引等を重複して行う顧客の評価損益については、総合的な管理を行うものとする。

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
第 1 章　総　　則	**第 1 章　総　　則**
（目的） **第１条**　この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の２の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るものに限り、特定業務会員にあっては、特定業務（定款第５条第２号イ、ロ又はハに掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。	**（目的）** **第１条**　この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の２の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るものに限り、特定業務会員にあっては、特定業務（定款第５条第２号イ又はロに掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。
第 2 章　保護預り契約	**第 2 章　保護預り契約**
（有価証券以外への準用） **第６条の２**　第２条、第３条及び第５条の規定は、会員が金商法第２条第８項第 16 号に規定する寄託された商品に関して発行された証券又は証書の預託を受ける場合について、それぞれ準用する。この場合、「有価証券」は「金商法第２条第８項第 16 号に規定する寄託された商品に関して発行された証券又は証書」と読み替えるものとする。	（ 新　　設 ）
第 4 章　照合通知書及び契約締結時交付書面	**第 4 章　照合通知書及び契約締結時交付書面**
（照合通知書による報告） **第９条**　会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 98 条第１項第３	**（照合通知書による報告）** **第９条**　（ 同　　左 ）

新	旧
号イに規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。	
１　（現行どおり）	１　（省略）
２　以下に掲げる取引のある顧客	２　（同左）
イ・ロ　（現行どおり）	イ・ロ　（省略）
ハ　商品関連市場デリバティブ取引（金商法第２条８項１号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。）	（新設）
１年に２回以上	（同左）
３　（現行どおり）	３　（省略）
２　前項に規定する照合通知書には、次の各号に掲げる事項（ＭＭＦ又は中期国債ファンド等のキャッシングに係るものを除く。）を記載するものとする。	**２**　（同左）
１～５　（現行どおり）	１～５　（省略）
６　有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高	６　有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高
３～５　（現行どおり）	**３～５**　（省略）
（契約締結時交付書面による報告）	**（契約締結時交付書面による報告）**
第 13 条　（現行どおり）	**第 13 条**　（省略）
２　（現行どおり）	**２**　（省略）
３　前条第３項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。	**３**　前条第３項の規定は、顧客の有価証券の売買その他の取引及び有価証券関連デリバティブ取引及び特定店頭デリバティブ取引に係る当該顧客からの照会の受付け及びこれに対する回答について準用する。
第 ６ 章　特別会員	**第 ６ 章　特別会員**
（特別会員に対する準用）	**（特別会員に対する準用）**
第 16 条　第２条から第６条の２まで、第８条第１項及び第 10 条から第 15 条までの規定（第 11 条第２項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第２条中「有価証券」とあるのは「登録金融機関業務に係る有価証券」と、第３条	**第 16 条**　第２条から第６条まで、第８条第１項及び第 10 条から第 15 条までの規定（第 11 条第２項なお書を除く。）は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第２条中「有価証券」とあるのは「登録金融機関業務に係る有価証券」と、第３条中「保

新	旧
中「保護預り約款」とあるのは「登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第 10 条中「前条」とあるのは「第 17 条」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所又は事務所」と、第12条中「第９条」とあるのは「第 17 条」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」と、第14条中「第９条第１項」とあるのは「第 17 条第１項」と、「第９条第５項第２号」とあるのは「第17条第６項第２号」とそれぞれ読み替えるものとする。	護預り約款」とあるのは「登録金融機関業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第10条中「前条」とあるのは「第 17 条」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「登録金融機関業務を行う営業所又は事務所」と、第12条中「第９条」とあるのは「第17条」と、「特別会員又は金融商品仲介業者」とあるのは「金融商品仲介業者」と、第14 条中「第９条第１項」とあるのは「第17 条第１項」と、「第９条第５項第２号」とあるのは「第17条第６項第２号」とそれぞれ読み替えるものとする。
（照合通知書による報告） **第17条**　特別会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付し又は通帳方式により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は当該通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。 １　以下に掲げる取引のある顧客 イ～ニ　（　現行どおり　） ホ　商品関連市場デリバティブ取引 １年に２回以上 ２～３　（　現行どおり　） **２**　前項に規定する照合通知書には、登録金融機関業務に係る次の各号に掲げる事項を記載するものとする。 １・２　（　現行どおり　） ３　有価証券関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引の委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高 ４～６　（　現行どおり　） ７　選択権付債券売買取引、有価証券関連市場デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高 **３～６**　（　現行どおり　）	**（照合通知書による報告）** **第17条**　（　同　左　） １　（　同　左　） イ～ニ　（　省　略　） （　新　設　） （　同　左　） ２～３　（　省　略　） **２**　（　同　左　） １・２　（　省　略　） ３　有価証券関連市場デリバティブ取引の委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高 ４～６　（　省　略　） ７　選択権付債券売買取引、有価証券関連市場デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高 **３～６**　（　省　略　）

新	旧
第 7 章　特定業務会員	**第 7 章　特定業務会員**
（特定業務会員に対する準用） **第 19 条**　第２条、第３条、第５条、第６条の２及び第 10 条から第 14 条までの規定（第 11 条第２項なお書並びに第 14 条第１項第１号及び同条第２項第２号を除く。）は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第２条中「有価証券」とあるのは「特定業務に係る有価証券」と同条第４号中「質権者である場合」とあるのは「質権者である場合（定款第５条第２号イ又はハに規定する業務のみを行う者に限る）」と、第 10 条中「前条」とあるのは「第 20 条」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「特定業務を行う営業所又は事務所」と、第 12 条中「第９条」とあるのは「第 20 条」と、第 14 条中「第９条第１項」とあるのは「第 20 条第１項」と、「第９条第５項第２号」とあるのは「第 20 条第４項第２号」とそれぞれ読み替えるものとする。	**（特定業務会員に対する準用）** **第 19 条**　第２条第４号、第 10 条から第 14 条までの規定（第 11 条第２項なお書、第 12 条第２項並びに第 14 条第１項第１号及び同条第２項第１号及び第２号を除く。）は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第２条中「有価証券」とあるのは「特定業務に係る有価証券」と同条第４号中「質権者である場合」とあるのは「質権者である場合（定款第５条第２号イに規定する業務のみを行う者に限る）」と、第 10 条中「前条」とあるのは「第 20 条」と、第 11 条中「営業所又は事務所」とあるのは「特定業務を行う営業所又は事務所」と、第 12 条中「第９条」とあるのは「第 20 条」と、第 14 条中「第９条第１項」とあるのは「第 20 条第１項」と、「第９条第５項第２号」とあるのは「第 20 条第４項第２号」とそれぞれ読み替えるものとする。
（照合通知書による報告） **第 20 条**　特定業務会員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が取引残高報告書を定期的に交付している顧客であり、当該取引残高報告書に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。 １　（　現行どおり　） ２　特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引のある顧客 １年に２回以上 ３　定款第５条第２号イ又はハに掲げる業務に係る有価証券の残高がある顧客（前２号に掲げる取引のある顧客を除く。） １年に１回以上 ４　（　現行どおり　） **２**　前項に規定する照合通知書には、特定業務に係る次の各号に掲げる事項を記載	**（照合通知書による報告）** **第 20 条**　（　同　左　） １　（　同　左　） ２　特定店頭デリバティブ取引のある顧客 １年に２回以上 ３　定款第５条第２号イに掲げる業務に係る有価証券の残高がある顧客（前２号に掲げる取引のある顧客を除く。） １年に１回以上 ４　（　省　略　） **２**　（　同　左　）

新	旧
するものとする。 １・２　（ 現行どおり ） ３ 商品関連市場デリバティブ取引に係る委託証拠金及び同代用有価証券の直近の残高 ４ 特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高	１・２　（ 省　略 ） （ 新　設 ） ３ 特定店頭デリバティブ取引に係る未決済勘定の直近の残高
３　（ 現行どおり ） **４** 特定業務会員は、第２項各号に掲げる事項のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第２項の規定にかかわらず、照合通知書への記載を省略することができる。 １　（ 現行どおり ） ２ 前号に規定する業務のうち特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書（定款第５条第２号イ又はハに規定する業務を行う者がその顧客と取り交わしたものに限る。）	**３**　（ 省　略 ） **４**　（ 同　左 ） １　（ 省　略 ） ２ 前号に規定する業務のうち特定店頭デリバティブ取引に係る取引の条件を記載した契約書（定款第５条第２号イに規定する業務を行う者がその顧客と取り交わしたものに限る。）
付　則 この改正は、令和２年３月１日から施行する。	

「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則	**顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則**
（目的） **第１条**　この規則は、会員及び特定業務会員が行う分別管理（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の２の規定による分別管理をいう。以下同じ。）及び区分管理（金商法第 43 条の２の２の規定による区分管理をいう。以下同じ。）について、分別監査を受ける場合の基準及び手続並びにその他の事項を定めることにより、会員及び特定業務会員における顧客資産の分別管理及び区分管理の適正な実施を確保することを目的とする。	**（目的）** **第１条**　この規則は、会員及び特定業務会員（定款第５条第２号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。）が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の２第３項の規定に基づく分別管理監査を受ける場合の基準及び手続等を定めることにより、会員及び特定業務会員における顧客資産の分別管理の適正な実施を確保することを目的とする。
（分別管理の実効性の確保等に関する措置） **第３条**　本協会は、会員が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、本協会が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と判断したときは、その必要の限度において、当該会員に対し、当該各号に定める措置その他必要な措置を講ずるものとする。 １　自己資本規制比率が 120％を下回った場合 分別管理及び区分管理に関する状況等の報告を求めること。 ２　自己資本規制比率が 100％を下回った場合 顧客分別金必要額又は商品顧客区分管理必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。 ３　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合 分別管理及び区分管理に関し、監査規則第４条第２号に規定する特別監査を実施すること。	**（分別管理の実効性の確保に関する措置）** **第３条**　（ 同　左 ） １　自己資本規制比率が 120％を下回った場合 分別管理に関する状況等の報告を求めること。 ２自己資本規制比率が 100％を下回った場合 顧客分別金の必要額の差替えの実施その他の顧客資産の分別管理の確実な実施のために必要な措置をとるよう勧告すること。 ３　業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがある場合 分別管理に関し、監査規則第４条第２号に規定する特別監査を実施すること。

新	旧
２　前項第３号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第６条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理及び区分管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。	**２**　前項第３号の特別監査において、主任監査員（監査員のうち、本協会があらかじめ指定する者をいう。）は、監査規則第６条に規定する権限のほか、顧客資産の分別管理の適正な実施のために必要な措置を講ずることが緊急に必要と認めるときは、当該会員に対し、当該措置を講ずるよう指示することができる。
３・４　（　現行どおり　）	**３・４**　（　同　左　）
５　本協会は、第１項の措置を講じたとき又は第２項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び投資者保護基金（第１項の措置又は第２項の指示を行った会員が金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 86 号）附則第４条第１項に規定する特定委託者保護基金の特定会員である場合は、同項に定める特定委託者保護基金を含む。）に報告する。	**５**　本協会は、第１項の措置を講じたとき又は第２項の指示を行ったときは、直ちに、その旨を金融庁及び日本投資者保護基金に報告する。
（特定業務会員に対する準用） **第　４　条**　第２条及び第３条の規定（第３条第１項第１号及び第２号を除く。）は、特定業務会員（定款第５条第２号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。）についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第２条中「同条第１項及び第２項」とあるのは「同条第２項」と、第３条第５項中「金融庁及び投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。	**（特定業務会員に対する準用）** **第　４　条**　第２条及び第３条の規定（第３条第１項第１号及び第２号を除く。）は、特定業務会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第２条中「同条第１項及び第２項」とあるのは「第２項」と、第３条第５項中「金融庁及び日本投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。
２　第３条（同条第４項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第５条第２号ハに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。）について準用する。この場合において、規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、読み替えるものとする。	（　新　　設　）
付　　則 この改正は、令和２年３月１日から施行する。	

「偽造カード及び盗難カードによる不正な引出しからの顧客の保護等に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（目的） **第１条**　この規則は、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機（以下「ＡＴＭ」という。）を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、ＡＴＭを通じた金銭の引出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第35条第１項第３号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「ＡＴＭ引出し」という。）のための機能を有するカード（以下「カード」という。）を発行する会員及び特定業務会員（定款第５条第２号ハに掲げる業務を行う者に限る。）（以下「会員等」という。）が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、会員等に対する信頼の確保に資することを目的とする。	**（目的）** **第１条**　この規則は、偽造カード又は盗難カードにより、現金自動支払機（以下「ＡＴＭ」という。）を通じて顧客資産の不正な引出しが行われた場合の対応等、ＡＴＭを通じた金銭の引出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第35条第１項第３号に定める保護預り有価証券を担保とした金銭の貸付けを含む。以下「ＡＴＭ引出し」という。）のための機能を有するカード（以下「カード」という。）を発行する会員が遵守すべき事項を定め、投資者の保護を図るとともに、会員をいう。以下同じ。に対する信頼の確保に資することを目的とする。
（定義） **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 １　真正カード 約款等による会員等との契約により顧客に交付されたカードであって、金商法第28条第８項に定める有価証券関連業及び同法第35条第１項に定める付随業務に伴い顧客から預かった資産に係るＡＴＭ引出しのための機能を有するものをいう。 ２～３　（ 現行どおり ）	**（定義）** **第２条**　（ 同　左 ） １　真正カード 約款等による会員との契約により顧客に交付されたカードであって、金商法第28条第８項に定める有価証券関連業及び同法第35条第１項に定める付随業務に伴い顧客から預かった資産に係るＡＴＭ引出しのための機能を有するものをいう。 ２～３　（ 省　略 ）
（契約の締結） **第３条**　会員等は、カードを顧客（個人である場合に限る。以下同じ。）に交付するときは、次の各号に定める事項を書面により契約しなければならない。 １　（ 現行どおり ） ２　次に掲げる事項のいずれにも該当す	**（契約の締結）** **第３条**　会員は、カードを顧客（個人である場合に限る。以下同じ。）に交付するときは、次の各号に定める事項を書面により契約しなければならない。 １　（ 省　略 ） ２　（ 同　左 ）

新	旧
るときは、盗難カードによるＡＴＭ引出しがなされた顧客に対して、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭に相当する金額の補償を行うこと。 イ　当該顧客が当該盗難に気付いてから、速やかに会員等への通知が行われていること。 ロ　会員等の調査に対し、当該顧客より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること。 ハ　当該顧客が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、会員等に対し示していること。	イ　当該顧客が当該盗難に気付いてから、速やかに会員への通知が行われていること。 ロ　会員の調査に対し、当該顧客より、遅滞なく、当該盗難に至った事情その他の当該盗難に関する状況について十分な説明が行われていること。 ハ　当該顧客が、警察署に当該盗難に係る届出を提出していることその他の当該盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを、会員に対し示していること。
2　会員等は、前項第１号に定める偽造カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。 １　当該顧客の故意により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員等が証明した場合 ２　会員等が当該ＡＴＭ引出しについて善意でかつ過失がないこと及び当該顧客の重大な過失により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員等が証明した場合	**2**　会員は、前項第１号に定める偽造カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。 １　当該顧客の故意により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員が証明した場合 ２　会員が当該ＡＴＭ引出しについて善意でかつ過失がないこと及び当該顧客の重大な過失により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員が証明した場合
3　会員等は、第１項第２号に定める盗難カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。 １　当該顧客の故意により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員等が証明した場合 ２　当該会員等が当該ＡＴＭ引出しについて善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当することを証明した場合 イ・ロ　（　現行どおり　） ハ　当該顧客が、被害状況に係る当該会員等に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。 ３　戦争、暴動等による著しい社会秩序	**3**　会員は、第１項第２号に定める盗難カードに係る補償の責任について、次に掲げる事由により免じられることを契約において定めることができる。 １　当該顧客の故意により当該ＡＴＭ引出しが行われたことを当該会員が証明した場合 ２　当該会員が当該ＡＴＭ引出しについて善意でかつ過失がないこと及び次のいずれかに該当することを証明した場合 イ・ロ　（　省　　略　） ハ　当該顧客が、被害状況に係る当該会員に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと。 ３　戦争、暴動等による著しい社会秩序

新	旧
の混乱に乗じ、又はこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当該会員等が証明した場合 ４　第１項第２号イに規定する会員等への通知が、当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが最初に行われた日）から２年を経過する日後に行われた場合 ５　当該ＡＴＭ引出しが、第１項第２号イに規定する会員等への通知がなされた日の 30 日（当該通知をすることができないやむを得ない事情があることを当該顧客が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日の前に行われていた場合	の混乱に乗じ、又はこれに付随して真正カードが盗難にあったことを当該会員が証明した場合 ４　第１項第２号イに規定する会員への通知が、当該盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難に係る盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが最初に行われた日）から２年を経過する日後に行われた場合 ５　当該ＡＴＭ引出しが、第１項第２号イに規定する会員への通知がなされた日の 30 日（当該通知をすることができないやむを得ない事情があることを当該顧客が証明したときは、その事情が継続している期間の日数を加えた日数）前の日の前に行われていた場合
４　会員等は、第１項第２号に定める盗難カードに係る補償について、当該会員等が、当該ＡＴＭ引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該ＡＴＭ引出しが当該顧客の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その補償を行わなければならない金額を、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭に相当する金額の４分の３に相当する金額又はそれ以上の金額で会員等が任意に定めた金額とすることを契約において定めることができる。	**４**　会員は、第１項第２号に定める盗難カードに係る補償について、当該会員が、当該ＡＴＭ引出しが盗難カードを用いて行われたことについて善意でかつ過失がないこと及び当該ＡＴＭ引出しが当該顧客の過失（重大な過失を除く。）により行われたことを証明した場合は、その補償を行わなければならない金額を、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭に相当する金額の４分の３に相当する金額又はそれ以上の金額で会員が任意に定めた金額とすることを契約において定めることができる。
５　会員等は、第１項各号の規定に基づく補償を受けることができることとされる顧客に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払に関する調整条項を契約において定めることができる。 １　偽造カード又は盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが弁済又は貸付けの効力を有しない場合に当該顧客が当該会員等に対して有する当該ＡＴＭ引出しに係る顧客資産の返還請求権 ２　　（　現行どおり　）	**５**　会員は、第１項各号の規定に基づく補償を受けることができることとされる顧客に対し、次のいずれかに掲げる請求権の全部又は一部に係る支払に関する調整条項を契約において定めることができる。 １　偽造カード又は盗難カードを用いて行われたＡＴＭ引出しが弁済又は貸付けの効力を有しない場合に当該顧客が当該会員に対して有する当該ＡＴＭ引出しに係る顧客資産の返還請求権 ２　　（　省　　略　）
（偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なＡＴＭ引出しの防止のための措置等）	**（偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なＡＴＭ引出しの防止のための措置等）**

新	旧
第４条　会員等は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なＡＴＭ引出しの発生を防止するため、その業務の実情に応じたシステムの整備及び顧客に対する情報提供等必要な措置を講ずるものとする。 **２**　会員等は、前項の措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う顧客の負担が過重なものとならないよう配慮するものとする。	**第４条**　会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われる不正なＡＴＭ引出しの発生を防止するため、その業務の実情に応じたシステムの整備及び顧客に対する情報提供等必要な措置を講ずるものとする。 **２**　会員は、前項の措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う顧客の負担が過重なものとならないよう配慮するものとする。
（取引の状況等の記録、保存等） **第５条**　会員等は、会員等が定めるところにより、ＡＴＭ引出しが行われた日、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭の金額及び当該ＡＴＭ引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合はその金額並びに当該ＡＴＭ引出しに係るＡＴＭの設置者を記録し（当該会員等がＡＴＭを設置する場合は、これに加えてＡＴＭ引出しの状況をビデオテープ、写真その他の記録媒体に記録するものとする。）、それらの物件を保存するものとする。 **２**　会員等は、顧客からその預託した資産に係る偽造カード又は盗難カードによるＡＴＭ引出しに係る事実を確認するために必要な資料の提供その他の協力を求められたときは、これに誠実に協力するものとする。	**（取引の状況等の記録、保存等）** **第５条**　会員は、会員が定めるところにより、ＡＴＭ引出しが行われた日、当該ＡＴＭ引出しによって引き出された金銭の金額及び当該ＡＴＭ引出しに伴って手数料その他これに類似するものが引き落とされている場合はその金額並びに当該ＡＴＭ引出しに係るＡＴＭの設置者を記録し（当該会員がＡＴＭを設置する場合は、これに加えてＡＴＭ引出しの状況をビデオテープ、写真その他の記録媒体に記録するものとする。）、それらの物件を保存するものとする。 **２**　会員は、顧客からその預託した資産に係る偽造カード又は盗難カードによるＡＴＭ引出しに係る事実を確認するために必要な資料の提供その他の協力を求められたときは、これに誠実に協力するものとする。
（顧客に対する配慮） **第６条**　会員等は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なＡＴＭ引出しに関し、当該ＡＴＭ引出しに係る顧客に対して情報の提供その他の協力を求めるに当たっては、当該顧客の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする。	**（顧客に対する配慮）** **第６条**　会員は、偽造カード又は盗難カードを用いて行われた不正なＡＴＭ引出しに関し、当該ＡＴＭ引出しに係る顧客に対して情報の提供その他の協力を求めるに当たっては、当該顧客の年齢、心身の状態等に十分配慮するものとする。
（電磁的方法による契約等） **第７条**　会員等は、第３条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該会員等は、当該書面による契約	**（電磁的方法による契約等）** **第７条**　会員は、第３条に定める書面による契約に代えて、当該書面による契約を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。この場合において、当該会員は、当該書面による契約を行っ

新	旧
を行ったものとみなす。 **２**　前項の定めに基づき契約を行った会員等は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。 **（本協会への報告）** **第８条**　本協会は、カードの発行状況及び偽造カード又は盗難カードによる不正引出し被害の状況等を把握するため、会員等に対し、報告を求めることができる。 **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	たものとみなす。 **２**　前項の定めに基づき契約を行った会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により回答しなければならない。 **（本協会への報告）** **第８条**　本協会は、カードの発行状況及び偽造カード又は盗難カードによる不正引出し被害の状況等を把握するため、会員に対し、報告を求めることができる。

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（特定業務会員への適用） **第 14 条**　本規則（第７条第２項、第３項及び第６項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第５条第２号イ又はハに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第１条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第７条第５項中「、第２項、第４項又は次項」とあるのは、「又は第４項」と、第８条第１項中「前条第１項又は第２項」とあるのは「前条第１項」と、第８条第２項中「前条第４項、第５項又は第６項」とあるのは「前条第４項又は第５項」と読み替えるものとする。 **２**　（ 現行どおり ） **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	**（特定業務会員への適用）** **第 14 条**　本規則（第７条第２項、第３項及び第６項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第５条第２号イに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第１条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第７条第５項中「、第２項、第４項又は次項」とあるのは、「又は第４項」と、第８条第１項中「前条第１項又は第２項」とあるのは「前条第１項」と、第８条第２項中「前条第４項、第５項又は第６項」とあるのは「前条第４項又は第５項」と読み替えるものとする。 **２**　（ 省　　略 ）

「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

令和２年２月18日

（下線部分変更）

新	旧
第１章　総　　則	**第１章　総　　則**
（定義） **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	**（定義）** **第２条**　（同　　左）
１～５　（現行どおり）	１～５　（省　　略）
５の２　商品関連市場デリバティブ取引　金融商品取引法（以下「金商法」という。）第２条第８項第１号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。	（新　　設）
６　従業員　次に掲げる者をいう。	６　（同　　左）
イ　会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金商法第29条の２第１項第８号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者	イ　会員の使用人（出向により受け入れた者を含む。以下この号において同じ。）で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の２第１項第８号に規定する本店その他の営業所又は事務所をいう。以下ロにおいて同じ。）に勤務する者
ロ　特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務（定款第５条第２号イ、ロ又はハに掲げる業務をいう。以下同じ。）又は特定業務（定款第５条第２号ハに掲げる業務に限る。）に付随する業務に従事する者	ロ　特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務（定款第５条第２号イ又はロに掲げる業務をいう。以下同じ。）に従事する者
ハ・ニ　（現行どおり）	ハ・ニ　（省　　略）
７・８　（現行どおり）	７・８　（省　　略）
第２章　採　　用	**第２章　採　　用**
（法令等違反行為を行った従業員への対応等） **第３条の２**　協会員は、前条に規定する審査において、採用しようとする者が、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第13条若しくは金融商品仲介業規則第23	**（法令等違反行為を行った従業員への対応等）** **第３条の２**　協会員は、第３条に規定する審査において、採用しようとする者が、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第13条若しくは金融商品仲介業規則第23

新	旧
条若しくは「協会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者規則」という。）第８条第４項に規定する者であること又はこの規則第12条第１項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定を受けた者であったことが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行うものとする。	条若しくは「協会員の内部管理責任者等に関する規則」（以下「内部管理責任者規則」という。）第８条第４項に規定する者であること又はこの規則第12条第１項の規定による二級不都合行為者としての取扱いの決定を受けた者であったことが判明した場合には、法令等違反行為の抑止及び投資者保護に係る研修等を行うものとする。
第３章　服　務　基　準	**第３章　服　務　基　準**
（禁止行為） **第７条**　協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。	**（禁止行為）** **第７条**　（　同　　左　）
１　有価証券の売買その他の取引等（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第16条の５で規定する取引を除く。以下次号及び第３号において同じ。）につき、当該有価証券の売買その他の取引等に係る有価証券、有価証券関連デリバティブ取引（定款３条第７号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）、特定店頭デリバティブ取引（定款第３条第７号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は商品関連市場デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第３号に	１　有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第16条の５で規定する取引を除く。以下次号及び第３号において同じ。）、有価証券関連デリバティブ取引（定款第３条第７号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は特定店頭デリバティブ取引（定款第３条第７号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）につき、当該有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第３号において同じ。）に損失が生ずることと

新	旧
おいて同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補塡し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。	なり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補塡し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。
2　有価証券の売買その他の取引等につき、自己又は第三者が有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補塡し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。	2　有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補塡し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。
3　有価証券の売買その他の取引等につき、有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補塡し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。	3　有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補塡し、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。
4　いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。ただし、報酬の一部として所属協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）につい	4　いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引（当該信用取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引の清算のために行われる反対売買並びに現引き及び現渡しを除く。）を行うこと。ただし、報酬の一部として所属協会員から給付されることが決定された株式又はストック・オプション（所属協会員が連結子会社である場合の親会社の株式又はストック・オプションを含む。）について、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動によ

新	旧
て、次に定める期間において、その保有に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるために行う金商法第２条第 21 項第３号に掲げる取引、同条第 22 項第３号に掲げる取引及び同条第 23 項に掲げる取引のうち第 21 項第３号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして所属協会員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	り発生し得る危険を減少させるために行う金商法第２条第 21 項第３号に掲げる取引、同条第 22 項第３号に掲げる取引及び同条第 23 項に掲げる取引のうち第 21 項第３号と類似の取引で、専ら投機的利益の追求を目的としないものとして所属協会員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
イ・ロ　（　現行どおり　）	イ・ロ　（　省　　略　）
５～７　（　現行どおり　）	５～７　（　省　　略　）
８　顧客の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。	８　顧客の有価証券の売買その他の取引等又はその名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。
９　（　現行どおり　）	９　（　省　　略　）
10　自己の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引について顧客の名義又は住所を使用すること。	10　自己の有価証券の売買その他の取引等について顧客の名義又は住所を使用すること。
11～27　（　現行どおり　）	11～27　（　省　　略　）
（不適切行為）	**（不適切行為）**
第８条　協会員は、その従業員が次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導及び監督しなければならない。	**第８条**　（　省　　略　）
１・２　（　現行どおり　）	１・２　（　省　　略　）
３　有価証券の売買その他の取引等において、有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第２条第 21 項第２号に掲げる取引（外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。）若しくは同条第 22 項第２号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第 21 項第４号、同条第 21 項第４号の２若しくは同条第 22 項第５号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第	３　有価証券の売買その他の取引等において、有価証券の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第２条第 21 項第２号に掲げる取引（外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。）若しくは同条第 22 項第２号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第 21 項第４号若しくは同条第 22 項第５号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第 22 項第６号に掲げる取

新	旧
22 項第６号に掲げる取引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。 ４　（　現行どおり　） **付　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。 ４　（　省　略　）

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

令和２年２月 18 日
（下線部分変更）

新	旧
（定義） **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 １　（　現行どおり　） ２　一種外務員　外務員のうち、外務員の職務（第４条の２に該当しない者にあっては、特定店頭デリバティブ取引等（定款第３条第７号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）に係るもの及び第４条の３に該当しない者にあっては、商品関連市場デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第８項第１号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及び定款第３条第 10 号に規定する商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）を行うことができる者をいう。 ３～４　（　現行どおり　） ５　特別会員一種外務員　外務員のうち、特別会員においては、登録金融機関業務（定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第 33 条第２項第３号ハ及び同項第４号ロに掲げる行為（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）、金商法第 33 条の２第１号に掲げる行為に係るもの、第４条の２に該当しない者にあっては、特定店頭デリバティブ取引等に係るもの及び第４条の３に該当	**（定義）** **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 １　（　省　略　） ２　一種外務員　外務員のうち、外務員の職務（第４条の２に該当しない者にあっては、特定店頭デリバティブ取引等（定款第３条第７号に掲げる特定店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）を行うことができる者をいう。 ３～４　（　省　略　） ５　特別会員一種外務員　外務員のうち、特別会員においては、登録金融機関業務（定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）に係る外務員の職務（登録金融機関金融商品仲介行為（金商法第 33 条第２項第３号ハ及び同項第４号ロに掲げる行為（同法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）、金商法第 33 条の２第１号に掲げる行為に係るもの及び第４条の２に該当しない者にあっては、特定店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）を行うこ

新	旧
しない者にあっては、商品関連市場デリバティブ取引等に係るものを除く。）を行うことができる者を、特定業務会員のうち、定款第５条第２号イに掲げる業務を行う者においては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を、同号ハに掲げる業務を行う者においては、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。	とができる者を、特定業務会員（定款第５条第２号イに掲げる業務を行う者に限る。）においては、特定店頭デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。
６～７　（　現行どおり　）	６～７　（　省　略　）
（商品関連市場デリバティブ取引等に係る特例）	
第４条の３　協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第３条に規定する登録を受けている外務員（金融商品仲介業規則第 20 条第１項に基づき登録を受けている外務員を含む。）でなければ、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことのないようにしなければはならない。	（　新　設　）
１　令和２年７月１日以降に実施した試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者	
２　令和２年６月 30 日以前に実施した試験規則による一種外務員資格試験又は特別会員一種外務員資格試験の合格者であり、かつ、商品関連市場デリバティブ取引等に係る業務に従事するために行う、当該協会員が実施する本協会が指定する方法による社内研修又は令和２年７月１日以降に本協会が実施する外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を修了した者	
（外務員の職務禁止措置）	**（外務員の職務禁止措置）**

新	旧
第６条　本協会は、「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 11 条の規定により審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が、外務員の職務又はこれに付随する業務に関し法令に違反したときその他外務員の職務に関して著しく不適当な行為をしたと認められるときは、決定により、当該行為時に所属していた協会員に対し当該外務員につき５年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。ただし、本協会がこの規則第 11 条の規定による処分を行う場合又は従業員規則第 12 条第１項に基づき不都合行為者として取り扱う場合については、この限りでない。	**第６条**　（　同　　左　）
２　前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 29 条第１項の規定により次の各号に掲げる期間の外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）が、その決定を受けた日から５年以内（以下「措置対象期間」という。）に、当該各号に掲げる場合に該当したときは、前項に規定する外務員の職務禁止措置の期間は５年間とする。	**２**　前項又は「金融商品仲介業者に関する規則」（以下「金融商品仲介業規則」という。）第 29 条第１項の規定により次の各号に掲げる期間の、外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）が、その決定を受けた日から５年以内に、当該各号に掲げる場合に該当したときは、前項に規定する外務員の職務禁止措置の期間は５年間とする。
１　（　現行どおり　）	１　（　省　　略　）
２　１日以上の期間　再度外務員の職務禁止措置に係る決定を受け、かつ、措置対象期間にさらに外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合	２　１日以上の期間　再度外務員の職務禁止措置に係る決定を受け、かつ、当該措置期間中にさらに外務員の職務禁止措置に相当する事由が生じた場合
３～４　（　現行どおり　）	**３～４**　（　省　　略　）
（外務員資格更新研修の受講等）	**（外務員資格更新研修の受講等）**
第 18 条　協会員は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日（以下「外務員登録	**第 18 条**　協会員は、登録を受けている外務員に、その登録を受けた日（以下「外務員登録

新	旧
日」という。）を基準として５年目ごとの日の属する月の初日から１年以内に修了するように、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りではない。 **２～９**　　（　現行どおり　） **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	日」という。）を基準として５年目ごとの日の属する月の初日から１年以内に修了するように、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、この限りではない。 **２～９**　　（　省　　略　）

「外務員等資格試験に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（受験資格） **第 4 条**　試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定める全ての要件を満たさなければならない。 １　一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験 イ・ロ　（ 現行どおり ） ２　（ 現行どおり ） ３　特別会員一種外務員資格試験 イ　（ 現行どおり ） ロ　特別会員又は特定業務会員（定款第５条第２号イ又はハに掲げる業務を行う者に限る。）（以下「特別会員等」という。）が試験を受けさせる必要があると認める者であること。 ４　特別会員二種外務員資格試験 イ　第１号イ及びロの要件を満たす者であること。 ロ　特別会員が試験を受けさせる必要があると認める者であること。 ５　（ 現行どおり ） **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	**（受験資格）** **第 4 条**　試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定める全ての要件を満たさなければならない。 １　一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験 イ・ロ　（ 省　　略 ） ２　（ 省　　略 ） ３　特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験 イ　（ 省　　略 ） ロ　特別会員又は特定業務会員（定款第５条第２号イに掲げる業務を行う者に限る。）（以下「特別会員等」という。）が試験を受けさせる必要があると認める者であること。 （ 新　　設 ） ４　（ 省　　略 ）

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
第 1 章　総　　則	**第 1 章　総　　則**
（定義） **第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 １　金融商品仲介行為 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第２条第 11 項第１号から第３号までに掲げる行為（同項第２号に掲げる行為にあっては、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 16 条の４第２項第１号イからハ及び同項第２号に掲げる取引に係るものを除く。）をいう。 ２～15　（ 現行どおり ） 16　商品関連市場デリバティブ取引 金商法第２条第８項第１号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。	**（定義）** **第２条**　（ 同　　左 ） １　金融商品仲介行為 金融商品取引法（以下「金商法」という。）第２条第 11 項第１号から第３号までに掲げる行為（同項第２号に掲げる行為にあっては、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 16 条の４第２項各号に掲げる取引に係るものを除く。）をいう。 ２～15　（ 省　　略 ） （ 新　　設 ）
第 3 章　個人金融商品仲介業者及び外務員等	**第 3 章　個人金融商品仲介業者及び外務員等**
（禁止行為） **第 24 条**　協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 １　金融商品仲介行為につき、当該金融商品仲介行為に係る有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引（以下「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第３号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利	**（禁止行為）** **第 24 条**　（ 同　　左 ） １　金融商品仲介行為につき、有価証券又はデリバティブ取引（以下この号、次号及び第３号において「有価証券等」という。）について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第３号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補塡し、又は

新	旧
益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補塡し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。	補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。
２～５　（ 現行どおり ）	２～５　（ 省　略 ）
６　いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引（定款第３条第７号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）、特定店頭デリバティブ取引（定款第３条第７号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は商品関連市場デリバティブ取引を行うこと。	６　いかなる名義を用いているかを問わず、自己の計算において信用取引、有価証券関連デリバティブ取引（定款第３条第７号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は特定店頭デリバティブ取引（定款第３条第７号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）を行うこと。
７　（ 現行どおり ）	７　（ 省　略 ）
８　有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引について、金融商品仲介業に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。	８　有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引について、金融商品仲介業に係る顧客と損益を共にすることを、約束して勧誘し又は実行すること。
９　（ 現行どおり ）	９　（ 省　略 ）
10　金融商品仲介行為につき、顧客の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、商品関連市場デリバティブ取引又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。	10　金融商品仲介行為につき、顧客の有価証券の売買その他の取引又は有価証券関連デリバティブ取引又は有価証券の名義書換えについて自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させること。
11　（ 現行どおり ）	11　（ 省　略 ）
12　自己の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引、特定店頭デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引について顧客の名義又は住所を使用すること。	12　自己の有価証券の売買その他の取引、有価証券関連デリバティブ取引又は特定店頭デリバティブ取引について顧客の名義又は住所を使用すること。
13～19　（ 現行どおり ）	13～19　（ 省　略 ）
（不適切行為） **第 25 条**　協会員は、金融商品仲介業に関し、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の外務員が、次の各号に掲げる	**（不適切行為）** **第 25 条**　（ 同　左 ）

新	旧
行為（以下次条において「不適切行為」という。）を行うことのないようにしなければならない。 １　　（　現行どおり　） ２　有価証券、有価証券関連デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。 ３　有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第２条第 21 項第２号に掲げる取引（外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。）の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、又は同条第 21 項第４号若しくは第４号の２に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。 ４　　（　現行どおり　） **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	１　　（　省　　略　） ２　有価証券又は有価証券関連デリバティブ取引の性質又は取引の条件について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。 ３　有価証券の価格若しくはオプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金商法第２条第 21 項第２号に掲げる取引（外国市場デリバティブ取引のうちこれと類似の取引を含む。）の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第 21 項第４号に掲げる取引の当該取引に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。 ４　　（　省　　略　）

「協会員の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（内部管理統括責任者の資格要件） **第３条**　　（　現行どおり　） ２　特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第５条第２号イ、ロ及びハに掲げる業務（以下「特定業務」という。）のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 **３～７**　　（　現行どおり　）	**（内部管理統括責任者の資格要件）** **第３条**　　（　省　　略　） ２　特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第５条第２号イ及びロに掲げる業務（以下「特定業務」という。）のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 **３～７**　　（　省　　略　）
（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例） **第11条の３**　協会員は、第11条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第３条第10号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。 １　令和２年７月１日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 ２　令和２年６月 30 日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第４条の３第２号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者	（　新　　設　）
（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例） **第 14 条の３**　協会員は、第 14 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第３条第 10 号に掲げる商品関連市	（　新　　設　）

新	旧
場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。 １　令和２年７月１日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 ２　令和２年６月 30 日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第４条の３第２号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者	
（協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者の配置に関する特例）	**（協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者の配置に関する特例）**
第 19 条　　（　現行どおり　）	**第 19 条**　　（　省　　略　）
２　本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から６か月間に限り、第 11 条第２項から第４項まで、第 11 条の２、第 11 条の３、第 14 条第２項から第４項まで、第 14 条の２又は第 14 条の３の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第３条第８号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が３年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験））の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。	**２**　本協会に新たに加入する協会員にあっては、本協会加入の日から６か月間に限り、第 11 条第２項から第４項まで、第 11 条の２、第 14 条第２項から第４項まで又は第 14 条の２の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第３条第８号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が３年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験））の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。
３　　（　現行どおり　）	**３**　　（　省　　略　）
４　協会員は、海外現地法人又は海外親法	**４**　協会員は、海外現地法人又は海外親法

新	旧
人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、第11条第２項から第４項まで、第11条の２、第11条の３、第14条第２項から第４項まで、第14条の２又は第14条の３の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から６か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。 **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	人等に出向していた従業員等の出向の任命を解除した場合等、海外から国内に着任した者を営業責任者又は内部管理責任者に任命する場合は、第11条第２項から第４項まで、第11条の２、第14条第２項から第４項まで又は第14条の２の規定にかかわらず、当該者を海外から国内に着任させた日から６か月間、営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。

「『協会員の内部管理責任者等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（内部管理責任者の配置の特例） **第６条**　規則第 13 条第２項に規定する細則に定める者は次のとおりとする。 １　特定の営業単位を担当する独立した内部管理部門における内部管理業務が適切に遂行されている場合において、当該内部管理部門の者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の２の特例要件を満たしている者、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の３の特例要件を満たしている者） ２　協会員の従業員の人数及び管理職者の構成等の実態からみてやむを得ない場合において、内部管理統括補助責任者、又は、内部管理業務の管理職者でない者のうち内部管理業務の管理職者と同等の内部管理業務経験、知識を有していると当該協会員が認める者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の２の特例要件を満たしている者、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の３の特例要件を満たしている者） **２**　（ 現行どおり ） **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	**（内部管理責任者の配置の特例）** **第６条**　（ 同　　左 ） １　特定の営業単位を担当する独立した内部管理部門における内部管理業務が適切に遂行されている場合において、当該内部管理部門の者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の２の特例要件を満たしている者） ２　協会員の従業員の人数及び管理職者の構成等の実態からみてやむを得ない場合において、内部管理統括補助責任者、又は、内部管理業務の管理職者でない者のうち内部管理業務の管理職者と同等の内部管理業務経験、知識を有していると当該協会員が認める者でかつ規則第 14 条の資格要件を満たしている者（特定店頭デリバティブ取引等に係る内部管理責任者の場合は規則第 14 条の２の特例要件を満たしている者） **２**　（ 省　　略 ）

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（業務） **第２条**　本協会は、会員の定款第３条第８号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第５条第２号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。 １～８　　（　現行どおり　） **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	**（業務）** **第２条**　本協会は、会員の定款第３条第８号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第５条第２号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。 １～８　　（　省　　略　）

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について

令和２年２月18日

（下線部分変更）

新	旧
（苦情処理業務の実施体制） **第２条**　個人情報相談室は、会員の定款第３条第８号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第５条第２号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関する苦情（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。 **２**　（　現行どおり　） **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	**（苦情処理業務の実施体制）** **第２条**　個人情報相談室は、会員の定款第３条第８号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第５条第２号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務における個人情報の取扱いに関する苦情（以下「個人情報の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。 **２**　（　省　　略　）

「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（目的） **第１条**　この規則は、定款第３条第８号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（特定業務会員にあっては、定款第５条第２号イ、ロ又はハに掲げる業務、特別会員にあっては、定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決をはかることを目的とする。 **付　　則** この改正は、令和２年３月１日から施行する。	**（目的）** **第１条**　この規則は、定款第３条第８号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（特定業務会員にあっては、特定業務（定款第５条第２号イ又はロに掲げる業務をいう。以下同じ。）、特別会員にあっては、定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決をはかることを目的とする。

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

令 和 2 年 2 月 18 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

新	旧
（目的） **第１条**　この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第３号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年４月２日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第６号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第７号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第８号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第９号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第１号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第３条第８号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第５条第２号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務（以下「協会員の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。 **２**　　（　現行どおり　）	**（目的）** **第１条**　この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第３号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年４月２日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第６号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第７号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第８号）及び同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第９号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第１号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第３条第８号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第５条第２号イ又はロに掲げる業務並びに特別会員の定款第５条第３号に規定する登録金融機関業務（以下「協会員の証券業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ずべき具体的措置等を定めるものである。 **２**　　（　省　　略　）
付　　則	

新	旧
この改正は、令和２年３月１日から施行する。	

商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則

（令２．２.18）

（目　　的）

第 １ 条　この規則は、商品関連市場デリバティブ取引等（金融商品取引法第２条第８項第１号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及び商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に対する本協会の自主規制規則の適用について定める。

（定　　義）

第 ２ 条　この規則において使用する用語の定義は、この規則で特に定めるほか、定款及び定款施行規則の定めるところによる。

（自主規制規則の適用）

第 ３ 条　自主規制規則の規定は、次条又は第５条に定めのない限り、商品関連デリバティブ専業特定業務会員（以下「商先会員」という。）に適用する。

（適 用 除 外）

第 ４ 条　次の各号に掲げる自主規制規則の規定は、この規則の施行日から当該各号に掲げる日までの間、商先会員のうちこの規則の施行日において商品先物取引法第190条第１項の許可を受けている者（以下「特例商先会員」という。）には、適用しない。

１　「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第15条及び第15条の２

本協会が別に定める日

２　「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」第３条から第７条まで

本協会が別に定める日

３　「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第19条の規定のうち第２条、第３条、第５条及び第６条の２の準用

本協会が別に定める日

４　「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」第19条の規定のうち第10条から第14条までの読替及び第20条

金融商品取引業等に関する内閣府令第98条第１項第３号イに定める取引残高報告書を顧客に初めて交付する日

５　「緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」第２条及び第３条

令和３年３月31日

６　「協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則」第４条

令和３年３月31日

７　「協会員の内部管理責任者等に関する規則」第19条

本協会が別に定める日

（読 替 適 用）

第 ５ 条　別表１に掲げる自主規制規則の規定は、協会員が商品関連市場デリバティブ取引等を行う場合において、この規則の施行日から本協会が別に定める日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。

２　別表２に掲げる自主規制規則の規定は、特例商先会員に対して、この規則の施行日から本協会が別に定め

る日までの間、各欄に掲げる読替規定に読み替えて適用する。

付　　則

この規則は、令和２年３月１日から施行する。

（別表１）

（下線部分は読替え部分）

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
広告等の表示及び景品類の提供に関する規則	**（協会員の内部審査等）** **第 ５ 条**　協会員は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第４条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、次の各号に掲げるものを除く。 １ ２　（ 省　　略 ） **２** **～** **５**　（ 省　　略 ）	**（協会員の内部審査等）** **第 ５ 条**　（ 同　　左 ） １ ２　（ 同　　左 ） **２** **～** **５**　（ 同　　左 ） **６**　協会員は、前４項の規定にかかわらず、商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る広告等の表示及び景品類の提供の審査を行う広告審査担当者について「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第５条第１項により読み替えられた「協会員の内部管理責任者等に関する規則」　第 14 条の３各号に掲げる者を広告審査担当者に任命することができる。
協会員の外務員の資格、登録等に関する規則	**（定義）** **第 ２ 条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 １ ～ ７　（ 省　　略 ）	**（定義）** **第 ２ 条**　（ 同　　左 ） １ ～ ７　（ 同　　左 ）

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
		8　特例商先外務員　外務員のうち、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。 9　特例商先外務員(ディーリング限定)　外務員のうち、協会員の計算による商品関連市場デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第８項第１号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。)に係る外務員の職務を行うことができる者をいう。
	（外務員資格） **第 4 条**　協会員は、その役員又は従業員のうち、次の各号に掲げる要件を具備した者でなければ、外務員の登録を受けることができない。 1 ～ 6　（　省　　略　）	**（外務員資格）** **第 4 条**　（　同　　左　） 1 ～ 6　（　同　　左　） 7　特例商先外務員　以下に掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会員が必要であると認めて、本協会に対し令和２年 12 月 31 日（商品先物取引法上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は日本商品先物取引協会（以下「商先協」という。）規則上の職務禁止の措置を受け、令和２年 12 月 31 日までにこれらの措置が解除されない者については、当該措置の解除の日から一月が経過する日）までに認定申請を行い、本協会が認定した者

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
		イ　当該申請時において、商先協により付与された商品先物取引法第 200 条第１項に規定する外務員の資格を有している者 ロ　当該申請時において、商品関連市場デリバティブ取引等に従事するために行う、本協会が指定する研修（以下「認定研修」という。）を修了した者 ハ　当該申請時において、「協会員の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第 12 条第１項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から５年間を経過していない者でない者 ８　特例商先外務員（ディーリング限定） 以下に掲げる要件のすべてを満たす者であって、協会員が必要であると認めて、本協会に対し令和２年 12 月 31 日（商品先物取引法上の外務員の登録の取消し若しくは職務の停止又は商先協規則上の職務禁止の措置を受け、令和２年 12 月 31 日までにこれらの措置が解除されない者については、当該措置の解除の日から一月が経過する日）までに認定申請を行い、本協会が認定した者

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
		イ　当該申請時において、所属する協会員の計算による商品市場における取引を行うために必要な知識、経験及び資質を有していることを商先協が認めた者 ロ　当該申請時において、認定研修を修了した者 ハ　当該申請時において、従業員規則第 12 条第１項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から５年間を経過していない者でない者
	（商品関連市場デリバティブ取引等に係る特例） **第 ４ 条の３**　協会員は、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備し、かつ、第３条に規定する登録を受けている外務員でなければ、商品関連市場デリバティブ取引等に係る外務員の職務を行わせてはならない。 １ ２　（ 省　　略 ）	**（商品関連市場デリバティブ取引等に係る特例）** **第 ４ 条の３**　（ 同　　左 ） １ ２　（ 同　　左 ） ３　第４条第７号に規定する特例商先外務員資格又は同条第８号に規定する特例商先外務員資格（ディーリング限定）の認定を受けた者

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
	（資格外の外務員の職務の禁止） **第 ５ 条**　協会員は、その役員又は従業員のうち、第４条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第２条第２号から第７号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。	**（資格外の外務員の職務の禁止）** **第 ５ 条**　協会員は、その役員又は従業員のうち、第４条各号に掲げる要件を具備した者でなければ、第２条第２号から第９号までに規定する外務員の職務を行わせてはならない。
「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則	**（登録原簿の記載事項）** **第 ３ 条**　規則第３条第１項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 １　（ 省　略 ） ２　外務員についての次に掲げる事項 イ ロ　（ 省　略 ） ハ　外務員の種類（規則第２条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」又は「特別会員四種外務員」の別をいう。）、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日	**（登録原簿の記載事項）** **第 ３ 条**　（ 同　左 ） １　（ 同　左 ） ２　（ 同　左 ） イ ロ　（ 同　左 ） ハ　外務員の種類（規則第２条に規定する「一種外務員」、「信用取引外務員」、「二種外務員」、「特別会員一種外務員」、「特別会員二種外務員」、「特別会員四種外務員」、「特例商先外務員」又は「特例商先外務員（ディーリング限定）」の別をいう。）、外務員資格の取得の方法及び資格取得年月日
	（資格更新研修の特例） **第 ９ 条**　規則第 18 条第１項ただし書及び同条第２項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 １　規則第 18 条第１項及び同条第２項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前２年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第３条各号に定める資	**（資格更新研修の特例）** **第 ９ 条**　（ 同　左 ） １　規則第 18 条第１項及び同条第２項に定める期間（以下「受講義務期間」という。）の初日前２年以内に「外務員等資格試験に関する規則」（以下「試験規則」という。）第３条各号に定める資

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
	格試験に合格した者 ２ 〜 ５　（　省　　略　）	格試験に合格した者又は第４条第７号に規定する特例商先外務員資格若しくは同条第８号に規定する特例商先外務員資格（ディーリング限定）の資格の認定を受けた者 ２ 〜 ５　（　同　　左　）
金融商品仲介業者に関する規則	**（資格外の外務員の職務の禁止）** **第 16 条**　協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第４条第１号から第３号までのいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。 **２**　前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則第２条第２号から第４号の区分に従うものとする。 **（資格更新研修の受講等）** **第 19 条**　協会員は、個人金融商品仲介業者及び金融商品仲介業者の外務員について、次の各号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に修了するように、外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。 １　外務員登録を受けた日後 180 日以内 ２　外務員登録を受けた日から５年目ごとの日の属する月の初日から１年以内	**（資格外の外務員の職務の禁止）** **第 16 条**　協会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の役員若しくは従業員が外務員規則第４条第１号から第３号まで及び同規則第４条第７号のいずれかの要件を具備していなければ、外務員の職務を行うことのないようにしなければならない。 **２**　前項の外務員の職務の範囲は、外務員規則第２条第２号から第４号及び同規則第２条第８号の区分に従うものとする。 **（資格更新研修の受講等）** **第 19 条**　（　同　　左　）

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
	2　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。 1　受講義務期間の初日前２年以内に試験規則第３条各号に掲げる資格試験に合格した者又は資格更新研修を修了した者 2 3　（　省　　略　） **3** **ｓ** **10**　（　省　　略　）	**2**　（　同　　左　） 1　受講義務期間の初日前２年以内に試験規則第３条各号に掲げる資格試験に合格した者、外務員規則第４条第７号に規定する特例商先外務員資格若しくは同条第８号に規定する特例商先外務員資格（ディーリング限定）の認定を受けた者又は資格更新研修を修了した者 2 3　（　同　　左　） **3** **ｓ** **10**　（　同　　左　）
協会員の内部管理責任者等に関する規則	**（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務）** **第 6 条**　内部管理統括責任者は、第４条各項に掲げる責務を遂行するため、自己の責任において、細則に定める内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者（所属部署等における担当業務の遂行に責任を有する者をいう。以下同じ。）を内部管理統括補助責任者として定め、自己の職務を分担させることができる。 **2** **3**　（　省　　略　） **4**　特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせ	**（内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務）** **第 6 条**　（　同　　左　） **2** **3**　（　同　　左　） **4**　特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験（以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。）の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせ

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
	てはならない。	てはならない。ただし、令和２年 12 月 31 日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第５条第１項により読み替えられた外務員規則第４条第７号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等（定款第３条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等をいう。以下同じ。）に係る内部管理統括補助責任者の職務を行わせる場合はこの限りではない。
	５～９　（省　略）	５～９　（同　左）
	（内部管理部門の管理職者等の資格取得） **第７条**　協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。	**（内部管理部門の管理職者等の資格取得）** **第７条**　協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者（所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。）について、会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあっては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）でなければ、その職務を行わせてはならない。ただし、令和２年 12 月 31 日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第５条第１項により読み替えられた外務員規則第４条第７号ロに規定する認定研修を修了した者に商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理部

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
		門の管理職者の職務を行わせる場合はこの限りではない。
	２　　（ 省　　略 ）	２　　（ 同　　左 ）
	（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例） **第 11 条の３**　協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第３条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。 １　令和２年７月１日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 ２　令和２年６月 30 日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第４条の３第２号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者	**（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例）** **第 11 条の３**　協会員は、第 11 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件のいずれかを具備している者でなければ、定款第３条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る営業責任者に任命してはならない。 １　令和２年７月１日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 ２　令和２年６月 30 日以前に実施した会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第４条の３第２号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者 ３　令和２年 12 月 31 日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第５条第１項により読み替えられた外務員規則第４条第７号ロに規定する認定研修を修了した者
	（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例） **第 14 条の３**　協会員は、第 14 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件の	**（商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る特例）** **第 14 条の３**　協会員は、第 14 条に規定する要件に加え、次の各号に掲げる要件の

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
	いずれかを具備している者でなければ、定款第３条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。 １　令和２年７月１日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 ２　令和２年６月 30 日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第４条の３第２号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者	いずれかを具備している者でなければ、定款第３条第 10 号に掲げる商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る内部管理責任者に任命してはならない。 １　令和２年７月１日以降に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者 ２　令和２年６月 30 日以前に実施した会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者であり、かつ、外務員規則第４条の３第２号に規定する社内研修又は資格更新研修を修了した者 ３　令和２年 12 月 31 日までに、商先協が実施する内部管理責任者等資格研修を修了し、かつ、「商品関連市場デリバティブ取引等の自主規制規則の適用に関する規則」第５条第１項により読み替えられた外務員規則第４条第７号ロに規定する認定研修を修了した者

（別表２）

（下線部分は読替え部分）

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則	**（顧客カードの整備）** **第 ５ 条**　協会員は、有価証券の売買その他の取引等を行う顧客（特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 53 条第１号又は第２号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第１号及び第２号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下第６条の２、第８条及び第 10 条において同じ。）について、次の各号に掲げる事項を記載した顧客カードを備え付けるものとする。 １　氏名又は名称 ２　住所又は所在地及び連絡先 ３　生年月日（顧客が自然人の場合に限る。次号において同じ。） ４　職業 ５　投資目的 ６　資産の状況 ７　投資経験の有無 ８　取引の種類 ９　顧客となった動機	**（顧客カードの整備）** **第 ５ 条**　協会員は、商品関連市場デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第８項第１号に規定する商品関連市場デリバティブ取引をいう。）を行う顧客（特定投資家（金商法第２条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の２第５項の規定により、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 53 条第１号又は第２号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の３第４項（同法第 34 条の４第６項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第 53 条第１号及び第２号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）を除く。以下第６条の２、第８条及び第 10 条において同じ。）について、第１号に定める事項又は第２号に定める事項のいずれかを記載した顧客カードを作成し、備え付けなければならない。 １　次に掲げる事項 イ　氏名又は名称 ロ　住所又は所在地及び連絡先 ハ　生年月日（顧客が自然人の場合に限る。以下ニにおいて同じ。） ニ　職業 ホ　投資目的 ヘ　資産の状況 ト　投資経験の有無 チ　取引の種類

自主規制規則	規　　定	読 替 規 定
	10　その他各協会員において必要と認める事項	リ　顧客となった動機 ヌ　その他各協会員において必要と認める事項 2　次に掲げる事項 イ　氏名又は名称 ロ　住所又は所在地及び連絡先 ハ　生年月日（顧客が自然人の場合に限る。以下ニにおいて同じ。） ニ　職業 ホ　収入 ヘ　資産の状況 ト　投資可能資金額 チ　商品関連市場デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度 リ　商品関連市場デリバティブ取引に係る契約を締結する目的 ヌ　その他各協会員が必要と認める事項